平成21年度長尾老人いこいの家の管理運営に対する評価について

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会 (多摩区登戸1763番地)
(2) 指定期間	平成21年4月1日 ~ 平成26年5月31日
(3) 業務の範囲	1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 虚弱な高齢者を対象とした介護予防に資する取組みについて ウ 団塊世代の利用の促進に資する取組みについて エ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 オ 入浴事業 カ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 キ 運営委員会の設置・運営に関すること 2 利用の許可に関する業務 3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務 4 施設等の維持管理に関する業務

2 管理運営(事業執行)に対する評価

評価項目	平成21年度管理運営の状況	評価及び指導
(1) 管理業務の実施状況		
項	高齢者のいきがいづくりの場として教養講座やレクリエーションを実施するとともに、小地域福祉活動の実践の場として、あらゆるニーズに対応できるよう、運営委員会との緊密な連携を図った。また、合築施設であるため、行事の際には、お互いに協力し、世代間交流を図った。利用者への平等な利用の確保については、要綱等に基づき適切に配慮するとともに、募集に当たっては、広く周知を図ることにより、新たな受講生の確保にも努めた。	運営委員会及び地区社会福祉協議会との緊密な連携により、地域に根ざした施設として、概ね適切に管理運営している。また、教養講座の受講者決定に当たって、初心者優先とする等、新規受講生の確保に努めたことは評価できる。
<i>A</i>	修繕等を要する状態が生じた場合は、予算の範囲内の案件については早急に対応し、予算を超える場合は、川崎市社会福祉協議会に対して、随時、依頼した。ボイラーの不備が生じた場合は、利用者の安全を第一に考え、入浴を取止めることで対応した。また、原則2名以上で入浴するよう声掛けし、健康状態に異常があった場合は、迅速に対応するよう心掛けた。	概ね適切に安全管理していると判断できる。とりわけ、入浴時の対応は、利用者の身心に充分に配慮している。 非難訓練も年に一度、適切に実施しているため評価できる。
	教養の向上や心身の健康増進を図ることを目的に教養講座を実施し、また、従来からの同好会活動等が円滑に運営できるようサポートした。また、入浴事業にあっては、残留塩素濃度をはかり、常に水質が適正になるよう努め、年に1回入浴水質の安全確保のために、川崎市衛生研究所へ検体を提出し、安全管理に努めた。	える。従来から多数の利用者が来 所するため、不利益が生じないよう努めた点について評価できる。 入浴事業については、利用者へ の安全管理とともに、衛生面にも

評価項目	平成21年度管理運営の状況	評価及び指導
(2) 利用状況 ①利用状況 ②講座・行事の実施状 況	団体利用者数 5,587 人 個人利用者数 3,175 人 利用者数 8,762 人 入浴者数 1,407 人 教養講座実施回数 75 回 教養講座参加人数 42 人 行事実施回数 2 回	前年度と比較し、利用者数は302 人減少しているが、入浴者数は73 人増加している。今後は積極的な 周知や講座内容の充実、さらには 団塊世代の利用促進に努めてい ただきたい。 教養講座については概ね事業計 画どおりだが、行事は達していない。平成22年度は、計画どおり実 施していただきたい。
(3) 収支状況 ① 収支状況	委託料 2,975,608 円 指定管理委託料 2,975,608 円 支出金額 2,655,940 円 人件費 2,150,710 円 事務費 96,688 円 事業費 266,847 円 消費税 141,695 円 収支差額 319,668 円	委託料の範囲内で適切な執行を 行ったことは評価できる。今後とも サービスの質を維持しながら、適 切な委託料の執行を望む。
(4) その他 ① 利用者からの意見・要望等への対応	当指定管理者の「苦情解決実施要綱」を設置し、苦情受付担当者・苦情解決責任者、さらには第三者委員(弁護士等)を委嘱し、苦情受付体制を確立している。また、「ふれあいの手紙」をいこいの家に設置し、利用者からの様々な意見や要望を汲み取った上で、運営委員会に諮り共有した。 【利用者意見】 トイレに手すりをつけて欲しい。 【対応】 川崎市社会福祉協議会に依頼し対応した。	要望・苦情等へ対応する体制が 定まっているとともに、「ふれあい の手紙」の設置によって、些細な 要望等を抽出するように努めてい ることについて評価できる。
② 個人情報の保護	個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき、プライバシーポリシーをいこいの家に掲示及び周知した。また、職員は「川崎市社会福祉協議会職員倫理要領」により、職務上知り得た個人情報の保護に努め、退職後も守秘義務に努めることとしている。名簿等の管理について、管理人室から持ち出さないようにし、利用者の目が届かない場所で保管している。	緊急時に備えて利用者の個人情報を保有しているが、当方針に基づき、適正に維持管理している。今後も個人情報の保護を徹底していただきたい。

3 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

平成21年度においては、指定管理・運営業務第2期目の初年度となり、概ね事業計画に基づき、安定的に管理運営している。また、運営委員会が行事等に積極的に参加することで、利用者とともに魅力ある施設づくりに寄与した点について評価できる。

4 21年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

- ・団塊世代の利用を促進するため、広報等の周知活動に努めていただきたい。
- ・教養講座及び行事の開催にあたって、運営委員会と緊密に連携していただきたい。